

1417 安全保障理事会決議一六九六

(二〇〇六)(イランの核開発)(抄)

採 択 二〇〇六年七月三十一日(四対一)

前 文 略

IAEAの要求する停止を義務的な(mandatory)ものにするため、国際連合憲章第七章第四〇条の下に行動して、

一 IAEA理事会が決議 GOV/二〇〇六/一四一によって要求した措置であつて、イランの核計画がもつばら平和的目的のためであることについて信頼を醸成し及び未解決の問題を解決するために不可欠であるものを、これ以上遅滞することなく執るようイランに対して要求する。

二 この文脈において、イランが研究及び開発を含むすべての濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、IAEAによる検証を受けることを要求する。

三 上記の停止及びIAEA理事会の定める要求をイランが完全に遵守しかつ検証を受けることが、イランの核計画がもつばら平和的目的のためであることを保証する外交的交渉による解決に貢献することの確信を表明し、国際社会がそのような解決のために積極的に行動する意図を有することを強調し、イランに対し上記の諸規定に合致して国際社会及びIAEAに再度関与するよう奨励し、並びに、そのような関与がイランにとって利益であることを強調する。

四 この点において、欧州連合の上級代表の支持を得た中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国の提案であつて、相互尊重に基づくイランとの関係及び協力の発展並びにイランの核計画がもつばら平和的性格であることへの国際的な信頼の確立を可能にするような長期的な包括的取決めに関

する提案を支持する。

五 すべての国に対し、各自の国内法的権限及び法律に従つて並びに国際法に合致して、警戒し、並びにイランの濃縮関連活動、再処理活動及び弾道ミサイル計画に貢献する可能性のあるあらゆる品目、資材、物品及び技術の移転を防止するよう要求する。

六 IAEAプロセスの権威を強化する決意を表明し、IAEA理事会の役割を強く支持し、IAEA事務局長及びIAEA事務局がイランにおける残された未解決のすべての問題をIAEAの枠内で解決するために継続中の専門的かつ公平な努力を賞賛しかつ奨励し、IAEAがイランの核計画に関するすべての未解決の問題を解決するために引き続き作業を行う必要性を強調し、並びに、イランに対し追加議定書の規定に従つて行動しIAEAが継続中の調査のために要請することのあるすべての透明性措置を遅滞なく実施するよう要求する。

七 主としてイランがこの決議にいうすべての活動の完全かつ継続的な停止を確立したかについて並びにIAEA理事会の要求するすべての措置及びこの決議の上記の諸規定のイランによる遵守の過程についてのIAEA事務局長からの報告書が、八月三十一日までにIAEA理事会及び平行してその検討のために安全保障理事会に提出されるよう要請し、

八 イランが同日までにこの決議を遵守しない場合には、イランに対してこの決議及びIAEAの要求を遵守するよう説得するため、国際連合憲章第七章第四一条に従つて適当な措置をとる意図を表明し、並びに、そのような追加的な措置が必要となる場合にはさらなる決定が必要であることを強調する。

九 イランがこの決議を遵守する場合には、そのような追加的な措置は必要ないことを確認する。

一〇 この問題に引き続き関与することを決定する。